

2022/02/21 09:31

迅速さや利便性を求めるあまりに、憲法が保障する裁判を受ける権利が損なわれてはならない。民事裁判の I T 化である。

法制審議会の答申を受けて、政府が開会中の国会に民事訴訟法の改定案を提出する予定だ。経済界から利便性で国際的に遅れていると批判があり、見直しを検討していた。

弁護士ら代理人にはオンラインでの提訴が義務化される。被告側は裁判所のサーバーにアクセスして閲覧。裁判官は、法廷に設置したモニターの画面越しに、弁護士や当事者らとやりとりする。判決の言い渡しもウェブ会議だ。

これまでは書面の受け渡しや対面でのやりとりが中心だった。成立すれば、民事裁判の姿が大きく様変わりする。

書面を印刷する手間が省け、裁判所に出向く必要もない。手続きの効率化は進むだろう。一方、機器の操作が苦手な「デジタル弱者」には、裁判を敬遠する気持ちを生んでしまう恐れがある。

法制審が答申した要綱では、オンライン提訴の義務化対象を、弁護士ら「裁判のプロ」に限定した。代理人を選任しない本人訴訟は対象外とし、書面による手続きや法廷での参加も認める方向だ。

弱者への配慮が行き届いているかを常に意識した対応が、裁判所には求められる。

画面越しのやりとりにも懸念が残る。証人尋問などでは、証言内容とともに表情や態度から裁判官が受ける心証も重要とされる。対面とモニターで異ならないよう、工夫や検証が必要だ。

証拠の中には、プライバシーに関わる内容や機密情報が含まれることも少なくない。不正アクセスからデータを守るといった管理も大切な役割になる。

I T 化とは別に要綱に盛り込まれた新たな訴訟手続きには、長野県など各地の弁護士会や消費者団体が反対の声を上げている。

原告と被告の双方が同意すれば、6 カ月で審理を終え、1 カ月以内に判決を言い渡す内容だ。

背景には、事案によって判決の期日が見通せないほど審理が長期化している実情がある。とはいえ証拠や主張を出し尽くした上で解決を探るのが本来のあり方だ。

裁判に不慣れな人や中小企業が早く終わるからと同意し、不利益を被る事態を招いてはならない。

審理の迅速化には、裁判官の増員や証拠開示の拡充といった環境整備こそ必要との指摘もある。

問題点を洗い直し、I T 化と切り離して議論するべきだ。